

受付年月日	6. 5. 20	付託委員会	議会運営
提出者	●●●●●●●●●●●●●●●●●● ●● ●●		
紹介議員	—		
提出者からの説明希望の有無			<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無
件名と要旨			
<p>(件名)</p> <p>議場に「日の丸」の掲揚をしないことを求めることについて</p> <p>(要旨)</p> <p>「国旗及び国歌に関する法律」、すなわち、日の丸を国旗とする法律は、1999年に制定された。</p> <p>法制化に際し、「国旗」（日の丸）について、「掲揚の義務付けを行うことは考えていない」と、当時の小渕総理大臣が国会で答弁している。</p> <p>日の丸は、第二次世界大戦において、侵略戦争のシンボルとして使われてきたという歴史的事実がある。日本の侵略戦争は、アジアで二千万人の犠牲者を出すなど、甚大な被害を及ぼした。日本軍は、占領した土地にその印として日の丸を次々に掲げてきたように、日本の侵略戦争の推進と日の丸の掲揚は一体である。</p> <p>戦後、日本の国民は、侵略戦争の深い反省の上に、二度と戦争をしないと今の憲法を持っている。憲法には、国権の発動たる戦争と武力による威嚇と武力の行使は、永久に放棄すると明記されている。国民の中で、侵略戦争のシンボルだった日の丸に対して反対の意見があるのは当然である。市議会は、市民から選ばれた代表である議員が、何ら政治的拘束を受けることなく議論する場である。その議場に日の丸掲揚を一方向的に押し付けることなど許されない。</p> <p>本会議場は市民のために様々な意見を交わす場であり、多様な価値観を持つ市民を代表する議員が、自由な論議を尽くす言論の府である。また、本会議場は、議員だけでなく、思想・信条・宗派の多様な市民が傍聴者として参加する民主主義の府でもある。そこに、今でも様々な意見が分かれる「日の丸」を掲揚することは、市民に「国旗」（日の丸）掲揚の受容を強要することになりかねず、特定の信条で議場を規定することになる。自由な言論の府にふさわしくないものと言わなければならない。</p> <p>市民の公平な討議の場への、特定の意味を持つ「日の丸」という表象の掲揚はあるべきではないと考える。</p> <p>以上の趣旨から、次の事項について陳情する。</p> <p>陳情事項</p> <p>1 市議会議場において「日の丸」の掲揚をしないこと。</p>			